

市民福祉常任委員会行政視察 実施報告書

平成 29 年 5 月 8 日～10 日

- 北海道函館市
函館市成年後見センターについて
- 青森県八戸市
健（検）診受診率向上&健康運動・心と体のリフレッシュ
推進事業について
八戸市健康と福祉のまちづくり条例について
- 岩手県花巻市
イーハトーブ花巻子育て応援プランについて
花巻ママハウスについて

市民福祉常任委員会

5月8日（月） 北海道函館市

◎函館市成年後見センターについて



(説明を受ける委員)



(函館市議会前にて)

【背景】

函館市では、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利を擁護するため、成年後見制度に関する相談から制度の利用に至るまでのワンストップでの相談窓口として、業務を専門的・一元的に行うとともに、成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を支援するための専門機関として、平成28年度に函館市成年後見センターを設置した。

【経緯】

- ・平成25年 函館市市民後見人推進委員会 設置
- ↓
- ・平成27年2月 北海道・周辺市町村と共催で市民後見人養成研修 開催
- ↓
- ・平成27年度 成年後見センター開設準備
(マニュアル等作成業務を函館市社会福祉協議会へ委託)
- ↓
- ・平成28年4月～ 函館市成年後見センター 開設
(成年後見センターの運営を函館市社会福祉協議会へ委託)

【函館市成年後見センターの業務内容】

- ①成年後見制度に関する相談および利用支援
- ②成年後見制度の普及啓発
- ③市民後見人の育成および指導、活動支援
- ④市民後見人の受任調整および家庭裁判所への推薦
- ⑤法人後見実施のための研修および活動支援
- ⑥成年後見制度に関わる関係機関との連携
- ⑦その他センターの運営に関し必要な業務

【選任後の市民後見人に対するサポート体制】

- ①相談・支援機能～援助状況の確認やより適切な援助を行うため相談・助言
- ②関係機関、団体と連携しながら地域福祉の視点から活動を支援
- ③家庭裁判所へ提出する報告書作成等の支援
- ④センターへの提出報告書
 - 受任1か月後の報告
 - 定期報告（3か月ごと）相談支援及び作成支援
- ⑤受任者及び登録者に対して定期的に研修開催
- ⑥市民後見人活動保険の加入

※現状・・・後見等の活動を開始するために、市民後見人のセンター登録、受任の手続きや仕組みづくりについて、市及び家庭裁判所をはじめ関係機関、団体との協議、合意形成を行っている。

《市民後見人候補者の受任条件》

- ①本人と親族の間で紛争や虐待等がなく、また近所トラブルがないかた
- ②高額な財産（おおむね500万円程度）、返済見込みのない負債を持たないかた
- ③不動産の売却、処分を伴わない事案のかた
- ④親族がない、または親族から同意を得られるかた
- ⑤コミュニケーションや対人援助の観点から、福祉専門職による後見等が適当と判断される以外のかた
- ⑥地域見守りや寄り添い支援が必要なかた

【職員配置】

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) センター長 | 1名 |
| (2) 専門員 | 2名（専任、社会福祉士） |
| (3) 事務員 | 1名（専任） |

計 4名体制

【事業実績（平成28年度）】

1. 成年後見制度に関する相談、利用支援

○市民等からの相談に対応、制度利用による申立等に関する支援

(120件)

○弁護士による専門相談を実施（8件）

2. 成年後見制度の普及啓発活動

○事業所や市民を対象としたセミナーの開催

○事業者向け法人後見実施のための研修会

○出前講座・出張相談などの実施（30回）

○リーフレット・チラシの作成

3. 市民後見人の育成および指導、活動支援

○市民後見人養成研修参加者へのフォローアップ研修

○市民後見人候補者のセンター登録（17名 男性：6名、女性11名）

4. 函館市成年後見センター運営協議会の設置および開催

○運営協議会設置（平成28年7月）

（センターの事業の実施に関すること 等）

○運営協議会開催（3回実施）

5. 専門部会の設置

○専門部会の設置（設置日：平成28年11月 委員数：5名）

（市民後見人のありかたに関する事項 等）

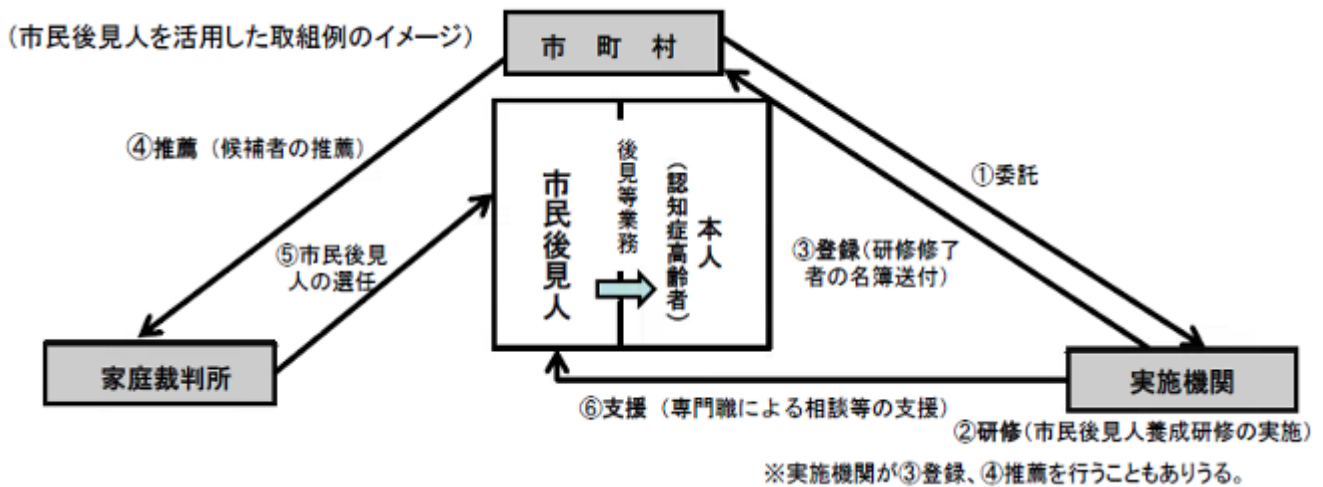
6. 市民後見人活動マニュアルの改訂

○改訂内容：成年後見人の住所等への郵便物の転送の許可について 等

7. 日常生活自立支援事業の受託

○平成28年12月 北海道社会福祉協議会から日常生活支援事業を受託
日常的金銭管理サービス等を行う

【成年後見センター イメージ図】



※主な質疑応答

Q：成年後見センターでは、成年後見をどういふかたちで受任形態なのか。

A：個人受任である。成年後見センターがバックアップしている。

Q：養成研修の参加者の年齢層は。また、募集の方法は。

A：参加者は60代が多い。募集は市のホームページでおこなっている。

Q：養成研修の期間は。

A：トータル6日間受講してもらうこととなる。

Q：養成研修の中身は統一的基準があるのか。

A：統一的なものはない。しかし、北海道が主体となってカリキュラムを作成しており、これを活用している。

5月9日（火） 青森県八戸市

◎健（検）診受診率向上&健康運動・心と体のリフレッシュ推進事業について



(視察会場のようす)



(あいさつをする佐藤委員長)

【八戸市国民健康保険事業の概要】

①被保険者数（平成29年3月31日現在）

一般被保険者数：53,186人

退職被保険者数：1,399人

計 54,585人

②被保険者の異動状況（平成28年度）

加入者計：9,282人（転入、社会保険離脱、出生等）

喪失者計：13,591人（転出、社会保険加入、死亡、後期高齢加入等）

【経緯】

○受診率（平成27年度）

	特定健診	特定保健指導
目 標 値	50 %	50 %
八 戸 市	32.2%	30.7%
全 国	36.3%	25.1%
青 森 県	35.5%	40.5%

○受診率等の推移

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
特定健診	30.1%		31.4%		32.2%	
	初回面接	終了者	初回面接	終了者	初回面接	終了者
特定保健指導	26.9%	21.2%	33.5%	26.0%	37.0%	30.7%

【受診しやすい体制の整備】

- 健診センターへバスの送迎を実施
- 各種がん検診を同時に申込・実施できる体制

【平成28年度の取り組み実績】

- ①広報はちのへに特集記事を掲載
- ②保険証郵送時にパンフレットを同封して全国民健康保険世帯に配布
- ③40・50・60・70歳の節目の年齢のかたに個別に受診勧奨の文書を送付
- ④未受診者全員に対して受診勧奨のハガキを送付（11月）
- ⑤未受診者への電話による受診勧奨（11月～2月）
- ⑥「元気応援！お得一ポン事業」（平成24年4月～）

～元気を応援する企業との「健診受診率向上&健康運動・

心と体のリフレッシュ推進」事業～

- ・国保特定健診、国保人間ドックの受診者に対し、スポーツクラブ、エステ、温泉等を経営する協働事業者及び参加事業者の施設利用等の優待クーポンを提供

《事業者数》

平成24年度：4事業者、平成25年度：6事業者、平成26年度：6事業者、
平成27年度7事業者、平成28年度8事業者

※平成29年度は9事業者で実施

※クーポンの作成は八戸市、クーポンの割引等の負担は事業者

※クーポン利用件数：平成27年度 1,507件

平成28年度 886件（3月までの実績）

◎クーポンは翌年度8月まで利用可能

⑦「八戸市環境・健康フェスタ2016～健康まつり&環境展～」において、

PRティッシュの配布（9月）

⑧健診受診率向上キャンペーン（11月）

・八戸ポータルミュージアム「はっち」前において、チラシと粗品を配布

（約200部）

※主な質疑応答

Q：クーポンは日にち等の使用制限はあるのか。

A：フィットネスクラブ等の施設使用については、一部使用が制限されるが、通知による案内をおこなっている。

Q：クーポン使用の年齢層と男女比はどのようになっているのか。

A：60歳代が8割を占めている。男女比は女性が54%、男性が38%、その他未回答である。

Q：クーポンの発行について、商工会との協議はしているのか。

A：協議はおこなっていない。

◎八戸市健康と福祉のまちづくり条例について



(説明を受ける委員①)



(説明を受ける委員②)

【概要】

- 市の健康・福祉に関する施策を連携して展開し、総合的に健康・福祉のまちづくりを推進するため、関連する計画や取組の指針となる条例を制定。
(平成19年4月1日施行)
- この条例は健康と福祉に係る自治基本条例的な位置づけであり、関連する各計画は本条例を上位とし、今後の計画は、本条例の理念に沿って策定または見直しされる。
(主な関連計画：八戸市健康増進計画「健康はちのへ21」等)

【経緯】

○社会的背景

- ・ 少子高齢化の急速な進行
- ・ 一世帯あたりの家族数の減少
- ・ 地域の相互扶助機能の低下
- ・ 新たな地域課題の社会問題化
(自殺の増加、高齢者の孤独死、児童・高齢者等への虐待、DV 等)
- ・ 地域活動の活発化
(NPO、ボランティア、地域コミュニティ、福祉サービス事業者 等)



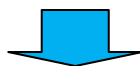
○社会福祉事業法から社会福祉法へ

(平成12年度)

○行政による保護救済制度から、利用者本位の

○地方分権の進展

- ・ 国の権限を地方公共団体へ
- ・ 地方公共団体と住民との関係見直し (住民自治)



国主体・給付中心の行政サービスから
地方の実状に合わせた施策を展開する必要性の高まり

【条例施行までの主な経過】

- ワークショップ：全6回、検討委員会：全3回 開催
- 条例（素案）についてのパブリックコメント（平成18年11月）
- 条例（素案）について市民説明会（平成18年11月）
- 法令審議会による条例案の審査（平成19年2月）
- 市議会定例会で条例案を可決（平成19年3月）
- 条例公布（平成19年3月）
- 条例施行（平成19年4月）

【特色ある事業】

①八戸市健康福祉審議会の設置

- ・ 少子高齢化や市民のライフスタイルの変化等により、健康・福祉分野に関するニーズが多様化している中で、各福祉分野と保健・医療分野の連携を強化し、総合的な施策の展開を図るため、中核市移行前から平成19年度から設置。

②八戸市地域福祉計画の策定

- ・ すべての市民が、住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指して、平成18年3月に策定。
- ・ その後、平成22年度には第2期計画を策定。最終年次となる平成27年度には、介護保険制度や子ども・子育て支援制度などが大きく変わるため、平成28年度からの第3期計画はそれらの要素を考慮した形で策定。

【条例における各役割】

- 市民の役割 ⇒①自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して安全・安心な地域社会を築くよう努める。

②高齢者、障がい者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え合う地域社会を築くよう努める。

○事業者の役割 ⇒①地域社会を構成する一員であることを自覚し、高齢者、障がい者等が安心して生活を営むことができるよう、支援に努める。

②従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努める。

○市の役割 ⇒①施策の立案・実施にあたっては、健康及び福祉への配慮を行うとともに、高齢者、障がい者等が安心して生活を営むことができるよう、支援及び環境の整備に努める。

②高齢者、障がい者等の権利を擁護し、健康福祉サービスが公平に提供されるよう努める。

※その他、母子の健康の確保（第15条）、子育て家庭の支援（第16条）、子どもの健全育成（第17条）、福祉意識の醸成（第18条）まで明記

【条例制定による効果】

- ・関係する各計画のなかで、本条例に定める健康と福祉のまちづくりについての基本理念や、関連施策の基本方針が踏襲され、一体的な施策の推進につながっている。

※主な質疑応答

Q：総合計画との整合性は。

A：調整していないが、総合計画の理念を包括するようなかたちとなっている。

Q：高齢者、障がい者等の異動の確保について具体的に。

A：無料で利用できる福祉バスを導入している。利用にあたっては、研修等に行かれるかたを最優先とし、移動が困難なかたについても優先度を高くする等の優先順位をつけている。



(八戸市庁舎内にて)

5月10日（水） 岩手県花巻市

◎イーハトーブ花巻子育て応援プランについて

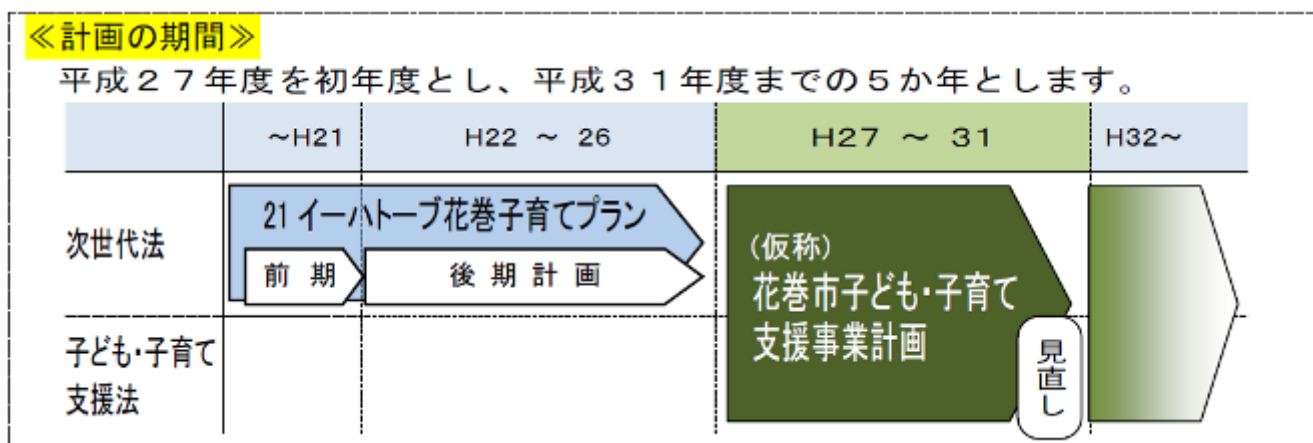


(あいさつをする佐藤委員長)



(花巻市役所前にて)

【概要】



「計画の位置付け」

- 子ども・子育て支援法に基づく計画
子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定。

○次世代育成支援対策推進法との関係

市町村の計画策定は任意であるが、花巻市では可能な限り次世代育成支援行動計画「21イーハトーブ花巻子育てプラン」の内容を引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせる。

基本理念

子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり

【計画策定までの主な経緯】

平成25年 9月	子ども・子育て会議条例制定
平成25年12月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
平成27年 1月	パブリックコメントの実施
平成27年 2月	関係機関・団体等への説明会
平成27年 3月	イーハトーブ花卷子育て応援プランの決定

【計画の推進】

○各主体（家庭・地域・保育園・幼稚園・学校・事業所等・行政）の役割
各主体はそれぞれの役割を再認識し子育て支援体制の充実に努める

○推進体制

①推進体制の確立

行政だけでなく、家庭をはじめ、各施設、関係機関・団体等との連携・協働により取り組む。

②情報提供・周知

広報や市のホームページ、パンフレット等を通じて、情報提供や周知・啓発に努める。

③広域調整や県との連携

保育の広域利用、障がい児への対応等、周辺市町村や県と連携・調整を図る。

○進行管理

毎年度、幅広く子育て支援に関与する者で構成する「花卷市子ども・子育て会議」において、実施状況及び成果を点検・評価する。

【教育委員会へ移管】

- 平成21年度、子ども関係部局を教育委員会へ移管。ただし、全面移管ではなく、公立の幼稚園は教育委員会、それ以外は市長部局でそれぞれ運営。
- 平成24年度、子ども・子育て関連3法の改正により、新制度移行の準備。
- 平成26年度、子育て関係部局を教育委員会へ移管。ただし、母子家庭や虐待については、福祉部門で担当。

《教育委員会へ移管することのメリット》

- ・就学前教育と就学後の連携を密にすることができる

【スタートカリキュラムについて】

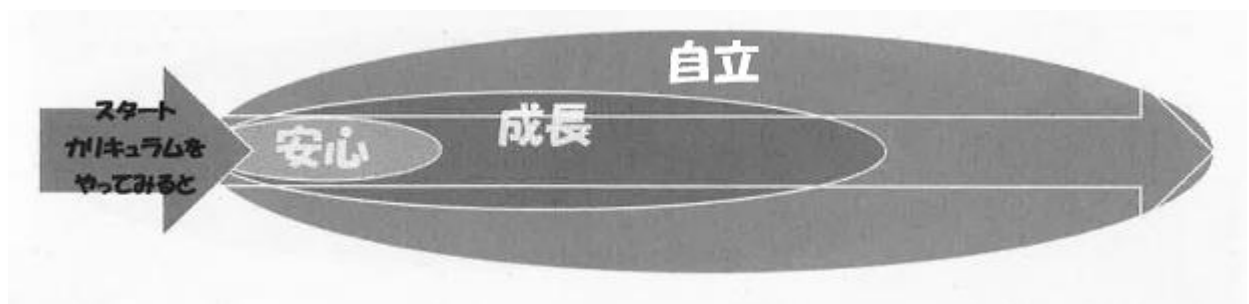
○スタートカリキュラムとは

子どもを取り巻く教育環境の変化により、保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校等の担うべき役割の内容も変化している。このカリキュラムでは、幼児期からの発達特性、その子の育ちを大事にし、豊かな体験を重視するなど、総合的に学ぶ幼児期の教育の方法も取り入れることで、「学びの芽生え」の時期から「自覚的な学び」の時期への円滑な移行を図っている。

○ゼロからのスタートではない

スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムである。つまり、ゼロからのスタートではない。

○スタートカリキュラムのメリット



※1年生にこんないいことが！！

- ・幼稚園・保育園等の生活に近い活動を取り入れるので、安心して学習に取り組むことができる

- ・活動や体験をとおすことで、学びに向かう力を育むことができる
- ・自分で考え、判断し行動するようになり子どもの自立につながる

※主な質疑応答

Q：プラン作成の際、アンケート調査をおこなったとのことだが、市が業務をおこなったのか。それとも業務委託でおこなったのか。

A：業務委託でおこなった。

Q：福祉部門と教育部門との協働体制について。

A：福祉部門に教員を配置し、幼児教育を担当してもらっているほか、教育部門とのつなぎ役を担ってもらっている。

Q：校長先生への周知が一番大変だと思うが、周知方法については。

A：少なくとも年2回、定期的に会議を開き、そのなかで周知している。



花巻市公認地域キャラクター
フラワーロールちゃん

◎花巻ママハウスについて



(説明を受ける委員)



(ママハウス前にて)

【概要】

- ・運営 ⇒特定非営利活動法人（NPO）「母と子の虹の架け橋」
- ・組織のコンセプト ⇒母と子の笑顔を広げることがミッション
 - ①女性の自己実現＝女性のwell-being
 - ②寄り添い型の包括支援
 - ③気づく社会・人にやさしいコミュニティへ

【設立までの経緯】

- ・東日本大震災において、翌月から花巻の”健考館アネックス”にて有志による「被災妊産婦ケア事業」を行う。
- ・仮設住宅環境の整備に伴い、それぞれの場所へ戻られていく妊産婦さんのケアを被災地で継続していくため、当時被災妊産婦ケアに取り組んだ有志を核にして「母と子の虹の架け橋」設立。
- ・平成24年11月5日、NPO法人の認可を受け、「特定非営利活動法人 母と子の虹の架け橋」（通称「虹の会」）となる。
- ・平成26年6月4日、パーソナルサポートセンター
花巻ママハウス開設

【花巻市との協働体制】

- ①地域連絡会の開催

昨今の女性の悩み相談は複合的な問題が絡み合っていることが多い。そのため、地域にあるネットワーク資源の活用が必要である。花巻ママハウスは、適切な相談ができるよう、隔月に行政機関、福祉機関等と年6回開催している。

②広がる連携の輪

一昨年度より、地域連絡会議を通して課題を相互に提起・確認し、協力・連携体制を創出。昨年度までは地域連絡会として、隔月で社会福祉協議会の生活相談員、花巻市の地域福祉課の婦人相談員とママハウスの相談員の三者で連絡会を開催。刑事事件が懸念される場合、未然防止を図る等、行政との連携も成功した例がある。

③広報活動

相談事業や、これから花巻市との共同で実施の講座では、市の広報での掲載される予定。NPOとしては、個別の広報チラシを作成し、図書館・保育所等への広報活動を予定している。

④女性なんでも相談

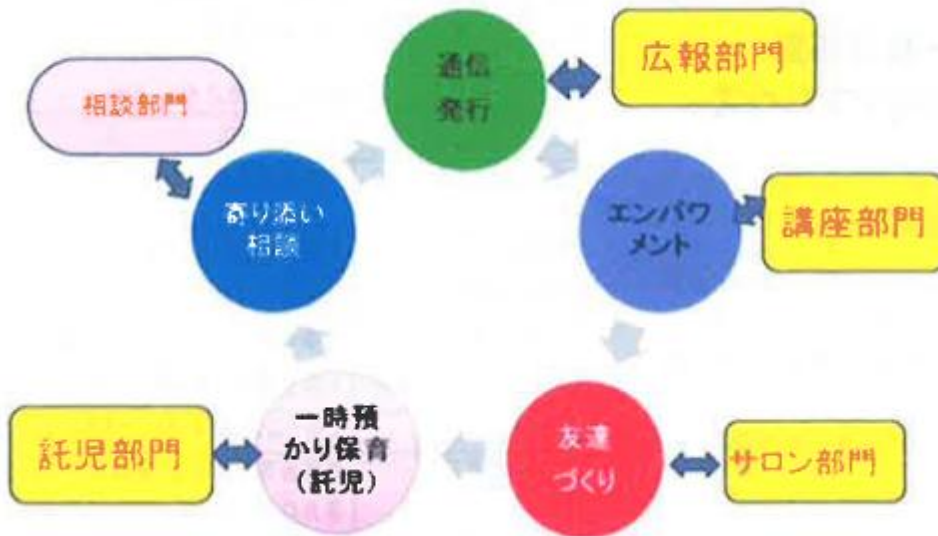
「花巻ママハウス」の相談室は、寄り添い相談を初めて2年半になる。平成28年度は土曜日・日曜日の「女性なんでも相談」と月1回の女性弁護士相談の一部委託から、今年度は全面委託となった。

《女性なんでも相談実績（平成28年度）》 ※延べ件数

内 容	件 数
家族問題	153
病気	108
結婚・離婚	63
養育・養育費	50
生活（困窮）	39
求職・就職	28
DV・虐待	26
職場・人間関係	25
借金	14
住居	7
不登校	4
子育て	3
介護	2
その他	9

【今後の課題】

花巻ママハウスの連関図



①相談部門

相談スキルの向上と関係機関との連携強化

②託児部門

現在、相談者対応及び講座開設の際の一時預かりを実施しているが、今後は、3歳未満児保育の実施への取り組み。

③広報部門

毎月発行の「ママハウス通信」に、ママ発信コーナーの開設で、ママと共につくる通信へ。

④講座部門

平成29年度の市委託事業の発展・充実

以上のとおり報告いたします。